

やむをえない理由により、代理人が受け取る場合

ご本人が病気、身体の障がいその他やむをえない理由により、市役所へ来庁できない場合に限り、代理人に個人番号カードの受け取りを委任できます。

※仕事や学業が多忙なため本人が来庁できないといった理由での委任はできませんので、ご注意ください。

代理人交付に必要な持ち物

- 交付通知書（はがき）
- ご本人の本人確認書類
- 代理人の本人確認書類
- 代理権の確認書類
- ご本人の通知カード
- ご本人の住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ご本人の来庁が困難であることを証する書類

右ページの **本人確認書類** ①を 2点
または、**本人確認書類** ①②をそれぞれ 1点ずつ
または、**本人確認書類** ②を 3点（うち写真付き1点以上）

右ページの **本人確認書類** ①を 2点
または、**本人確認書類** ①②をそれぞれ 1点ずつ

【法定代理人の場合】

戸籍謄本その他の資格を証明する書類（ただし、本籍地が小松島市にある場合は不要）

【その他の場合】

委任状など、ご本人が代理人を指定した事実を確認できる資料（交付通知書（はがき）の「委任状」欄に記入することで足りる）

（例）本人の障害者手帳、診断書、入所・入院証明書など、本人の来庁が困難であることを証明する書類

個人番号カードを多くの方が申請された場合は、交付までに相当期間を要することが予想されますので、ご理解のほどお願いします。



【通知カード・個人番号カードに関するお問い合わせ先】

◎マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）

☎0120・95・0178（受付時間 平日9:30～22:00、土日祝9:30～17:30）

◎市戸籍住民課（市役所1階①番窓口）

☎32・2112 / FAX 33・2234

Mail:kosekijumin@city.komatsushima.tokushima.jp

市ホームページ <http://www.city.komatsushima.tokushima.jp/soshiki/43/>